

最低賃金の改定について

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均1,176円、上昇額 55円の内容で答申をまとめました。政府は、遅くとも2030年代前半のできる限り早期に最低賃金の全国平均を1,500円にすることを目指すと述べています。

①2026年は過去2番目の高水準となる「全国加重平均1,176円」へ

2026年度の最低賃金は、「**全国加重平均で前年度比55円増の時給1,176円**」が目安とされました。引き上げ幅は前年の63円増から6年ぶりに縮小したものの、過去2番目の高水準です。地域格差の是正と地方の深刻な人手不足に対応するため、地方（56円増）の目安が都市部（54円増）を上回る設定となりました。

一方、政府が2026年6月に閣議決定した「骨太の方針」では、「**全国平均1,500円**」の達成時期が「遅くとも30年代前半のできる限り早期」と明記され、従来の「2020年代達成」から事実上先送りされました。

②最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、**使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければなりません。**最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）**が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

③最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の**事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

④最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を**除外したものが最低賃金の対象**となります。

（1）臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）

（2）1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金（賞与など）

（3）時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）

（4）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

なお、住宅手当は、最低賃金の対象となります。

⑤令和8年度最低賃金額改定目安（都道府県）

令和8年7月28日、中央最低賃金審議会にて、地域別の最低賃金額改定目安について、答申がまとめられました。

今後は、各地方最低賃金審議会でのこの答申を参考に、審議の上で答申し、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、**10月1日から10月中旬までの間に順次発効**される予定です。

都道府県 (一部抜粋)	令和8年 最低賃金 (答申)	引上げ額 (見込み)
東京	1,280円	54円
神奈川	1,279円	54円
千葉	1,194円	54円
栃木	1,124円	56円
宮城	1,094円	56円
鳥取	1,086円	56円

※2026年8月7日現在 報道発表があった都道府県より抜粋

⑥最低賃金額以上かどうかを確認する方法

（1）時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

（2）日給制の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

（3）月給制の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が1,280円になると仮定
月平均所定労働日数 20日、所定労働時間 8時間

①基本給200,000円、②住宅手当10,000円

③家族手当10,000円 ④通勤手当 5,000円

月給225,000円から最低賃金の対象とならない

③家族手当、④通勤手当を除くと、対象額は210,000円になります。

$210,000円 \div 160時間 = 1,312円 > 1,280円$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。

お困りごとがございましたら、是非、古田土人事労務までご相談下さい。